

身体拘束の適正化のための指針

社会福祉法人小牧福祉会

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、利用者一人一人の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的影響を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(1) 障害福祉基準の身体拘束防止の規定

サービス提供にあたっては、利用者本人または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要件すべてを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

※「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

※「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにすべての支援方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「一時性」を判断する場合には、利用者本人の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間想定する必要がある。

※3つの要件を満たす場合にも、「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は、

・身体拘束適正化委員、職員等の複数人の合意のもとに行う。

・「身体拘束適正化委員会」において協議を行い、基本的に個人的判断で行わないこと。

以上の点に留意する。

2. 身体拘束防止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人は、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止します。

〈身体拘束禁止の具体的な行為〉

①自由に動けないように車椅子に縛り付ける。

- ②利用者を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ④行動を規制するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑤支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑥行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑦自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<参考>厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得てから行います。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討をします。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的に生活できるよう努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂くため、契約時に法人・事業所の方針を説明します。利用者および家族の生活に対する意向を確認しサービスの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束防止に向けた体制

当事業所では身体拘束防止および適正化することを目的として、身体拘束適正化委員会を設置します。

(1) 設置目的

- 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織整備
- 身体拘束等の適正化のための指針の整備・改正(適切な手続き・方法の確認)
- 事業所内等での身体拘束防止に向けて現状把握および改善
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策の検討
- 身体拘束等の防止および適正化のための職員全体への指導・研修
- 身体拘束等について職員が相談・報告できる体制整備
- 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価
- 身体拘束等を把握した場合、通報が迅速かつ適切に行われるための方法の検討

(2) 身体拘束適正化委員会の構成員

法人検討:管理者(苦情解決・虐待防止責任者)、副施設長／主任

事業所検討:管理者、主任、サービス管理責任者、支援員ほか
必要に応じて知見を有する第三者等の助言を得ます。

(3)身体拘束適正化委員会の開催

法人検討:身体拘束適正化委員会は1か月に1回定期開催します。必要時は随時開催します。
事業所検討:個別支援会議時に開催します。必要時は随時開催します。
また、身体拘束適正化委員会は虐待防止委員会と一体的に年に1回以上開催します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1)身体拘束適正化委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、担当職員、各関係部署の代表、職員等複数人が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて確認・合意します。
必要性や原因・解決方法を検討し、要件を確認した上で、個別支援会議において組織として慎重に検討・決定します。

事後に身体拘束適正化委員会を開催し、拘束の方法、場所、時間、期間等について防止に向けた取り組み改善の方策の検討を早急に行い実施に努めます。

(2)利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束等を行うことを選択した場合は、個別支援計画に身体拘束等の態様および場所、時間、期間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書に記載し、今後の方向性などを説明し、個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」に同意を得た上で実施します。説明は管理者もしくはそれに準ずる者が行うこととします。

(3)身体拘束に関する記録と再検討

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由および日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討の記録を加えるとともに、職員間、事業所全体、関係者の間で直近の情報を報告・説明し共有する。

また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、身体拘束適正化委員会および各事業所における個別支援会議等検討会議において身体拘束等の原因となる状況の分析を行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。

記録は10年間保存し、要望があれば情報を提示できるものとします。

(4)拘束の解除

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その記録と再検討の結果を利用者、家族に報告します。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応を取ります。

(5)施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとします。

この際、重大な案件により定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時の

に同委員会を招集し、行政へ相談・報告します。

5. 座位保持装置等の使用

(1) 身体拘束と座位保持装置の違い

身体に障害のある利用者は車椅子が身体の状態に合うように調整される必要があります。そのためには安全かつ安楽に座位が維持されるようにベルトやテーブルが使用されています。

座位保持装置や身体の状態に合うように調整された車椅子に付属しているベルト等を身体拘束にあたるとして、ベルトを外す事で転落を招いたり、怖い思いをされたりして、かえって危険を招きます。「本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる身体拘束」と「座位保持を目的に行われる座位保持装置の使用」は相違します。

(2) 記録とモニタリング

記録内容については「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載を個別支援計画に記載します。医師または理学療法士や作業療法士の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面、目的、理由を明確にし、本人および家族に十分な理解が得られるように努めます。支援場面では長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意します。

6. 身体拘束防止・改善のための職員教育・研修

全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重した支援について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- ②新規採用時には必ず身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施(研修資料、実施概要、出席者等を記録・保存)
- ④必要に応じて協力医療機関の医師、知見を有する第三者等の助言を得ます。

7. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者、家族等に身体拘束防止への理解と協力を得るために、事業所内に掲示等するとともに事業所ホームページに掲載し、利用者および職員等がいつでも閲覧できるようにします。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

身体拘束等をしないためには、全ての職員で十分に議論し、共通認識で取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束等を必要と判断しているか。他の方法はないか。

附則

本指針は令和5年3月1日より施行する。